

令和7年度

小値賀町 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和7年6月改正

小値賀町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生しました。このことを受け、国土交通省、文部科学省、警察庁が連携し、緊急合同点検の実施など、通学路における交通安全を早期に確保する取組を行うこととされました。

本町においても、平成24年8月から各学校を中心に通学路の緊急安全点検を行い、対策等を協議しているところであります。

引き続き、通学路の安全確保に向けた取組を効果的に行うことを目的として、この度、関係機関の連携体制を構築し、「小値賀町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、児童生徒が安全に通学できるよう、関係機関が連携して通学路の安全確保を図っていきます。

また、既に設置されている「小値賀町交通安全対策協議会」とも情報を共有し、連携を密にすることで通学路の安全対策を推進していきます。

2. 小値賀町通学路安全推進会議について

関係機関の連携を図り、通学路の安全確保に向けた取組を効果的に行うため、以下をメンバーとする「小値賀町通学路安全推進会議」を設置します。

本会議では、「各学校が実施する通学路安全点検の結果」「道路管理者の対策実施状況」等、必要に応じて協議・情報交換・合同点検等を実施し、本プログラムに基づいた通学路の安全確保に向けた対策を講じていきます。

(1) 構成機関

県：県北振興局建設部道路維持第二課、新上五島警察署小値賀駐在所

町：交通安全協会小値賀支部・民生児童委員協議会・青少年健全育成会

各学校・PTA・教育委員会・こども園・福祉事務所

未来創造課・建設課・産業振興課

※各学校・PTA等の調整は小値賀町教育委員会を窓口とする。

(2) 本会議は、構成機関の各課長等及び実務担当者等で構成し、議長は小値賀町教育委員会教育次長が務める。

(3) 議長は、本会議を招集する。(毎年6月に定例の会議を開催し、別途、必要に応じて開催する)

(4) 本会議の事務局は、小値賀町教育委員会に置く。

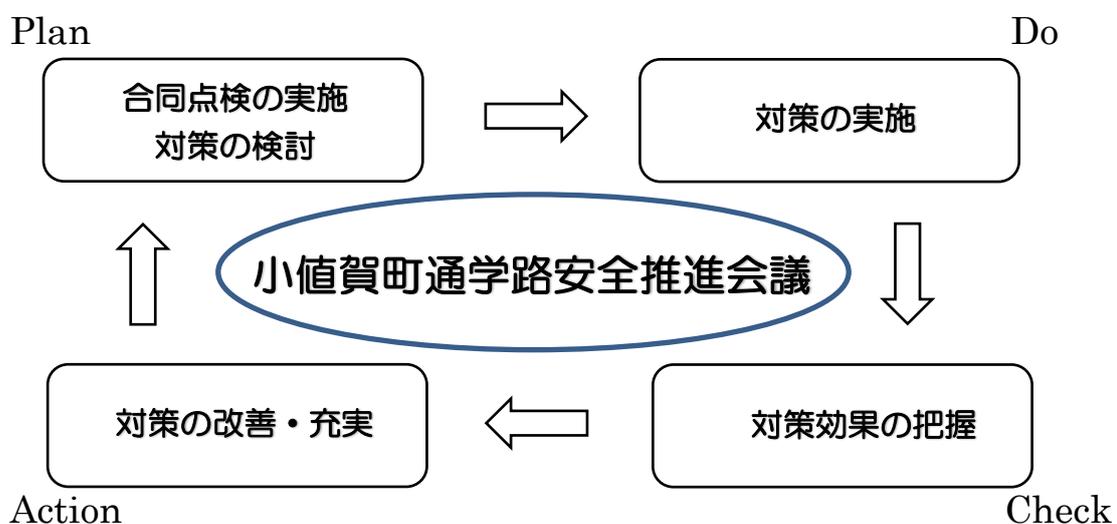
3. 取組方針について

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を行い、対策実施後の効果等を検証するとともに、地域の実態に即した必要な対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実践し、通学路の安全性の更なる向上を図ります。

【小値賀町通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 合同点検 (Plan)

- 町内の各学校で毎年行う通学路点検において危険箇所の選定を行い、それを基に必要に応じて関係各機関による合同点検を実施する。
- 合同点検の実施時期は毎年9月とし、別途、必要に応じて実施する。
- 効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において重点課題を設定し、合同点検を実施する。
- 合同点検は、通学路安全推進会議の構成機関（教育委員会、警察、道路管理者）とその他必要に応じてPTAや自治会代表等が参加して行う。

(3) 対策の検討 (Plan)

- 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所は、箇所ごとに歩道設備・防護柵設置などのハード対策や、交通規制・交通安全教育のようなソフト対策等、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討する。

(4) 対策の実施 (D o)

○具体的な対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図る。

(5) 対策効果の把握 (C h e c k)

○合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等については、その対策効果を学校(P T Aも含む)や自治会等への聞き取り調査等により把握する。

(6) 対策の改善・充実 (A c t i o n)

○対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善や充実を図る。

4. 要対策箇所一覧、対策箇所図の公表について

(1) 学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で情報の共有を図る。(関係各課による一覧表の作成等)

(2) 本プログラム及び学校ごとの「要対策箇所一覧」「対策箇所図」については、小値賀町のホームページで公開する。

5. 対象とする通学路について

本プログラムで対象とする通学路は、児童が登下校で使用する道路及び各学校が指定する通学路とする。